

わが国において、MICE誘致や観光資源としての文化財利用の観点から「ユニークベニュー」が注目されています。ユニークベニューとは、単なるコンベンション目的の専用施設とは異なり、歴史的建造物や公的空間など、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場をいいます。例えば、博物館・美術館、歴史的建造物、神社仏閣、城郭などは展示物や建物自体に地域特性があり、特別感のある施設です。また、屋外空間の商店街などは、地域の人々と交流できる魅力的な空間です。

海外では、このような魅力的な地域資源を特別に開放し、会議やレセプションの際にユニークベニューを有効活用することが近年定着しています。その背景には、世界中の都市がMICE開催地となるために激しい誘致競争を展開しており、その重要な要素としてイベント参加者に特別感を提供し、地域特性を演出するユニークベニューの活用が鍵となっていることが挙げられます。

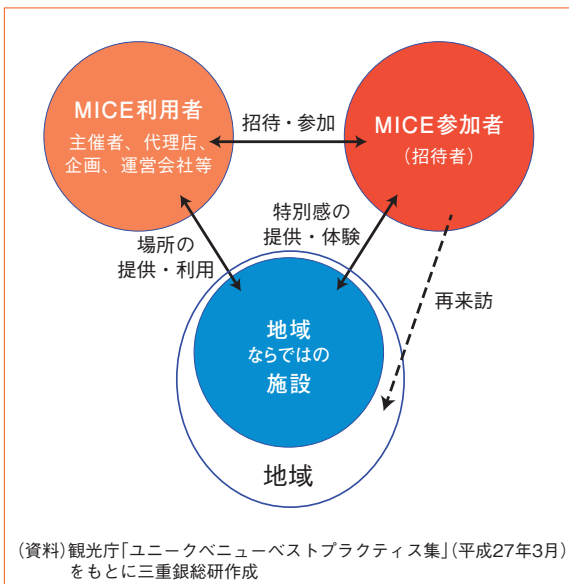
ユニークベニュー活用のメリットとして、①MICEにおけるイベントやレセプションの会場としての魅力を上げ利用ニーズを喚起できること、②ユニークベニューとしての施設・空間の活用を積極的に行うことで、地域への再来訪を通じた新たな来場者層の開拓、利用料収入の獲得につながる事が挙げられます(図表1)。加えて、わが国では「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」が2016年度に策定され、ユニークベニューの観光利用促進が企図されており、今後ユニークベニューの活用がさらに後押しされることが期待されます。もっとも、わが国でのユニークベニューの活用促進にあたっては、関係法規制(注)における制度運用上の課題を解決していく必要があります。

三重県でもポスト伊勢志摩サミットの一環でMICE誘致に力を入れるなか、県内のユニークベニューの情報発信を行っています(図表2)。大都市のみならずこうした地域のユニークベニューを活かした取組が広がれば、地域資源の新たな魅力提供を通じた地域活性化につながり、ひいてはわが国の観光競争力の強化につながると期待されるだけに、今後の広がりが注目されます。

(注)主に、①都市公園法・都市公園条例、②道路法・道路交通法、③食品衛生法、④文化財保護法、⑤消防法・火災予防条例、⑥公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等、に係るもの。

三重銀総研 調査部 主席研究員 先浦宏紀

図表1 ユニークベニュー利活用によるメリット



図表2 三重県内の主なユニークベニュー

施設名	所在地	特色
六華苑(旧諸戸清六邸)	桑名市	国の重要文化財及び名勝に指定されている六華苑及びその庭園を活用した会議、お茶会、コンサートなどの行事が可能
鈴鹿サーキット	鈴鹿市	国際レーシングコースを活かしたモータースポーツ文化と歴史を表現しつつ、三重県ならではの各種幅広い行事が可能
三重県総合博物館 MieMu	津市	県立の総合博物館で、ガラス張りの明るい雰囲気の中、会議及びミュージアムレセプションが可能
さいくわ平安の杜	多気郡明和町	史跡斎宮を中心に整備された公園で、平安時代の斎宮を復元した棟や広場で会議や野外コンサートなどの行事が可能
多気町油田公園	多気郡多気町	古き良き日本の農山村の原風景・四季を楽しみながら、築100年を超える古民家の屋外でガーデンレセプションが可能
野あそび棚	伊勢市	伊勢神宮内宮の五十鈴川沿いにある2階建の店舗で、四季折々の雰囲気の中でレセプションが可能
賓日館	伊勢市	国の重要文化財であり、27畳及び68畳の間で机、椅子を配置した会議が可能。120畳の大広間も条件が合えば利用可能
海女小屋 はちまんかまど	鳥羽市	現役の海女さんから海女漁の様子を聞きながら海鮮バーベキューを満喫でき、伊勢志摩ならではのレセプションが可能
鳥羽水族館	鳥羽市	飼育種類数が日本一の水族館であり、閉館後に大水槽前エントランスホールでの会議・レセプション利用が可能
鳥羽マリンターミナル	鳥羽市	伊勢湾に浮かぶ美しい島々や行き交う船の様子を楽しみながら、交流ラウンジや屋外の交流デッキでレセプションが可能
海ぼうず	度会郡南伊勢町	旧相賀小学校校舎を利用した人や自然との交流を楽しめる宿泊施設で、平成28年9月大学生版サミットが開催される
三重県立熊野古道センター	尾鷲市	熊野古道の世界遺産登録を記念にできた地域交流拠点で、尾鷲ヒノキを使った木造建築ホールでの会議・レセプションが可能

(資料)三重県(海外誘客課)ホームページをもとに三重銀総研作成